

秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）

都市計画泉ハイタウン地区計画を次のように変更する。

名 称	泉ハイタウン地区計画	
位 置	秋田市泉菅野一丁目および二丁目地内	
面 積	約16.1ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区はJR秋田駅から、北西約3km、JR奥羽本線に隣接しており、民間開発による良好な住宅地の形成が予定される地区である。</p> <p>本計画は建築物の用途等の規制誘導を積極的に推進し、豊かな生活空間の創造により、良好な居住環境の形成と保全を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺環境との調和と融合を考慮し、良質な住宅地として土地利用を図り、良好な居住環境を維持する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>当地区では、宅地開発により道路・公園・広場等が整備され、豊かなコミュニティ空間形成を図るものとしており、その機能環境が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>本地区は、良好な居住環境の創出維持を図るため、建築物の用途、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置及び建築物の形態の制限並びに美観上の観点から、かき又はさくの構造の制限を行う。</p>

議案第6号

地区の		名 称	A地区	B地区
区分		面 積	約14.8ha	約1.3ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りでない。 1 建築基準法別表第2（ほ）項各号に掲げる建築物 2 建築基準法別表第2（に）項第3号から第6号に掲げる建築物 3 建築基準法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物に附属するものを除く） 4 自動車車庫（建築物に付属するものを除く） 5 自動車修理工場		
	建築物の敷地面積の最低限度	165m ²		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.5m以上とする。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根の軒先から、敷地境界線までの距離は0.3m以上とする。		
	かき又はさくの構造の制限	建築物の敷地の囲障は、原則として生垣とし、ブロック塀等を設置するときはその高さを、造成時の宅地地盤面より1.2m以下とする。		
備 考				

「区画は計画図表示のとおり」

理 由

住居表示の実施に伴う町又は字の区域および名称の変更が生じていることから、整合を図るため、本地区計画を変更するものである。

変 更 理 由 書

本地区は、J R秋田駅から北西約3 k mに位置し、建築物の用途等の規制誘導を積極的に推進し、豊かな生活空間を創造することによる、良好な住環境の形成と保全を目標として平成7年12月に都市計画決定されたものである。

その後、本地区計画区域内において、住居表示の実施に伴う町又は字の区域および名称の変更が生じていることから、整合を図るため、本地区計画を変更するものである。

秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）

（変更前）

名称		泉ハイタウン地区計画
位置		秋田市泉字菅野、字道田、字釜ノ町、外旭川字水口、字大畑地内
面積		約16.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区はJR秋田駅から、北西約3km、JR奥羽本線に隣接しており、民間開発による良好な住宅地の形成が予定される地区である。 本計画は建築物の用途等の規制誘導を積極的に推進し、豊かな生活空間の創造により、良好な居住環境の形成と保全を目標とする。
	土地利用の方針	周辺環境との調和と融合を考慮し、良質な住宅地として土地利用を図り、良好な居住環境を維持する。
	地区施設の整備の方針	当地区では、宅地開発により道路・公園・広場等が整備され、豊かなコミュニティ空間形成を図るものとしており、その機能環境が損なわれないよう維持・保全を図る。
建築物等の整備の方針	本地区は、良好な居住環境の創出維持を図るため、建築物の用途、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置及び建築物の形態の制限並びに美観上の観点から、かき又はさくの構造の制限を行う。	

（変更後）

名称		泉ハイタウン地区計画
位置		秋田市泉 菅野一丁目および二丁目地内
面積		約16.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区はJR秋田駅から、北西約3km、JR奥羽本線に隣接しており、民間開発による良好な住宅地の形成が予定される地区である。 本計画は建築物の用途等の規制誘導を積極的に推進し、豊かな生活空間の創造により、良好な居住環境の形成と保全を目標とする。
	土地利用の方針	周辺環境との調和と融合を考慮し、良質な住宅地として土地利用を図り、良好な居住環境を維持する。
	地区施設の整備の方針	当地区では、宅地開発により道路・公園・広場等が整備され、豊かなコミュニティ空間形成を図るものとしており、その機能環境が損なわれないよう維持・保全を図る。
建築物等の整備の方針	本地区は、良好な居住環境の創出維持を図るため、建築物の用途、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置及び建築物の形態の制限並びに美観上の観点から、かき又はさくの構造の制限を行う。	

(変更前)

地区の		名 称	A地区	B地区
区分		面 積	約14.8ha	約1.3ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りでない。 1 建築基準法別表第2（ほ）項各号に掲げる建築物 2 建築基準法別表第2（に）項第3号から第6号に掲げる建築物 3 建築基準法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物に附属するものを除く） 4 自動車車庫（建築物に付属するものを除く） 5 自動車修理工場		
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.5m以上とする。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根の軒先から、敷地境界線までの距離は0.3m以上とする。		
	かき又はさくの構造の制限	建築物の敷地の囲障は、原則として生垣とし、ブロック塀等を設置するときはその高さを、造成時の宅地地盤面より1.2m以下とする。		
備 考				

(変更後)

地区の		名 称	A地区	B地区
区分		面 積	約14.8ha	約1.3ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りでない。 1 建築基準法別表第2（ほ）項各号に掲げる建築物 2 建築基準法別表第2（に）項第3号から第6号に掲げる建築物 3 建築基準法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物に附属するものを除く） 4 自動車車庫（建築物に付属するものを除く） 5 自動車修理工場		
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.5m以上とする。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根の軒先から、敷地境界線までの距離は0.3m以上とする。		
	かき又はさくの構造の制限	建築物の敷地の囲障は、原則として生垣とし、ブロック塀等を設置するときはその高さを、造成時の宅地地盤面より1.2m以下とする。		
備 考				

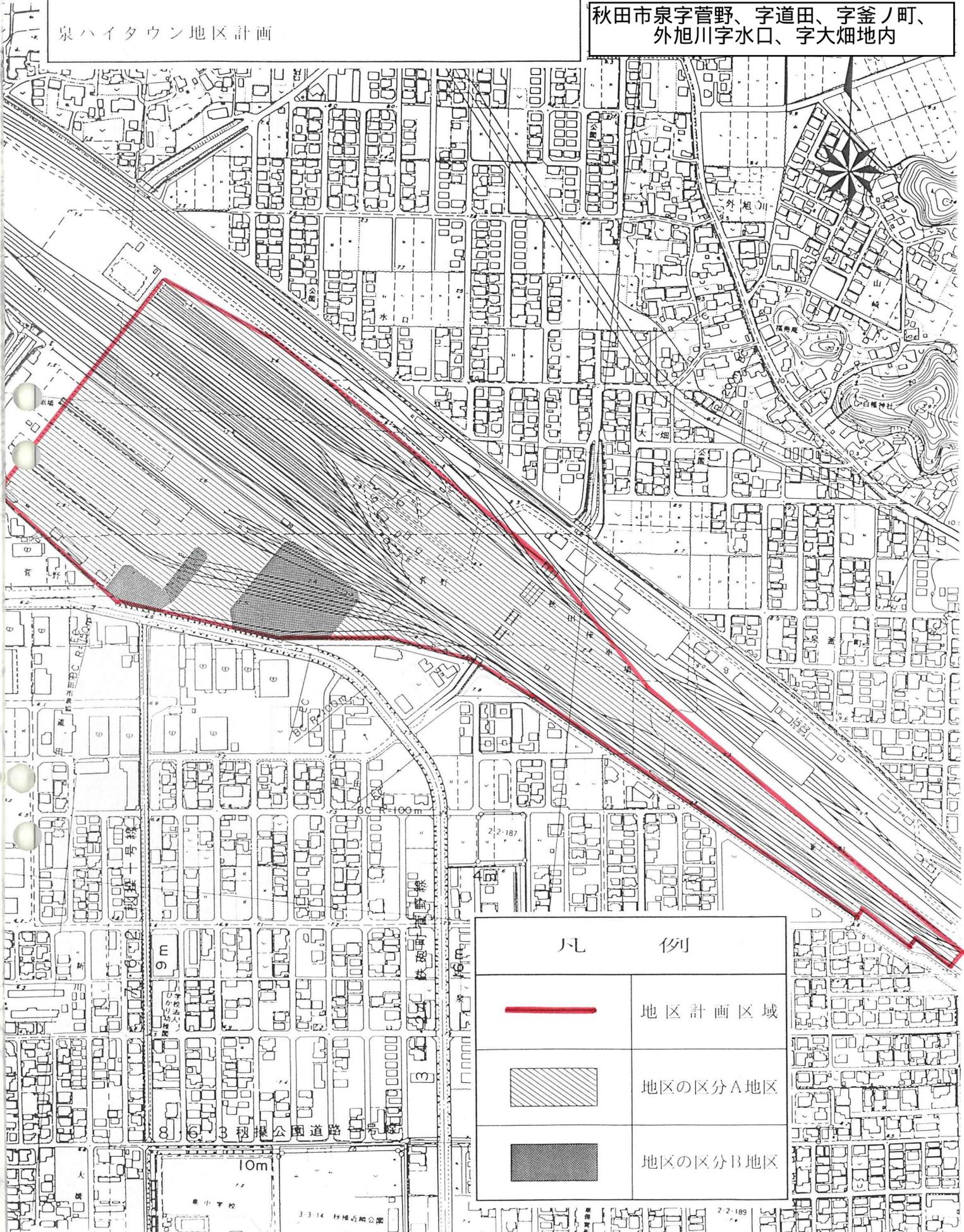
秋田都市計画地区計画決定計画図

泉ハイタウン地区計画

議案第6号

(変更前)

秋田市泉字菅野、字道田、字釜ノ町、
外旭川字水口、字大畑地内



凡 例



地区計画区域



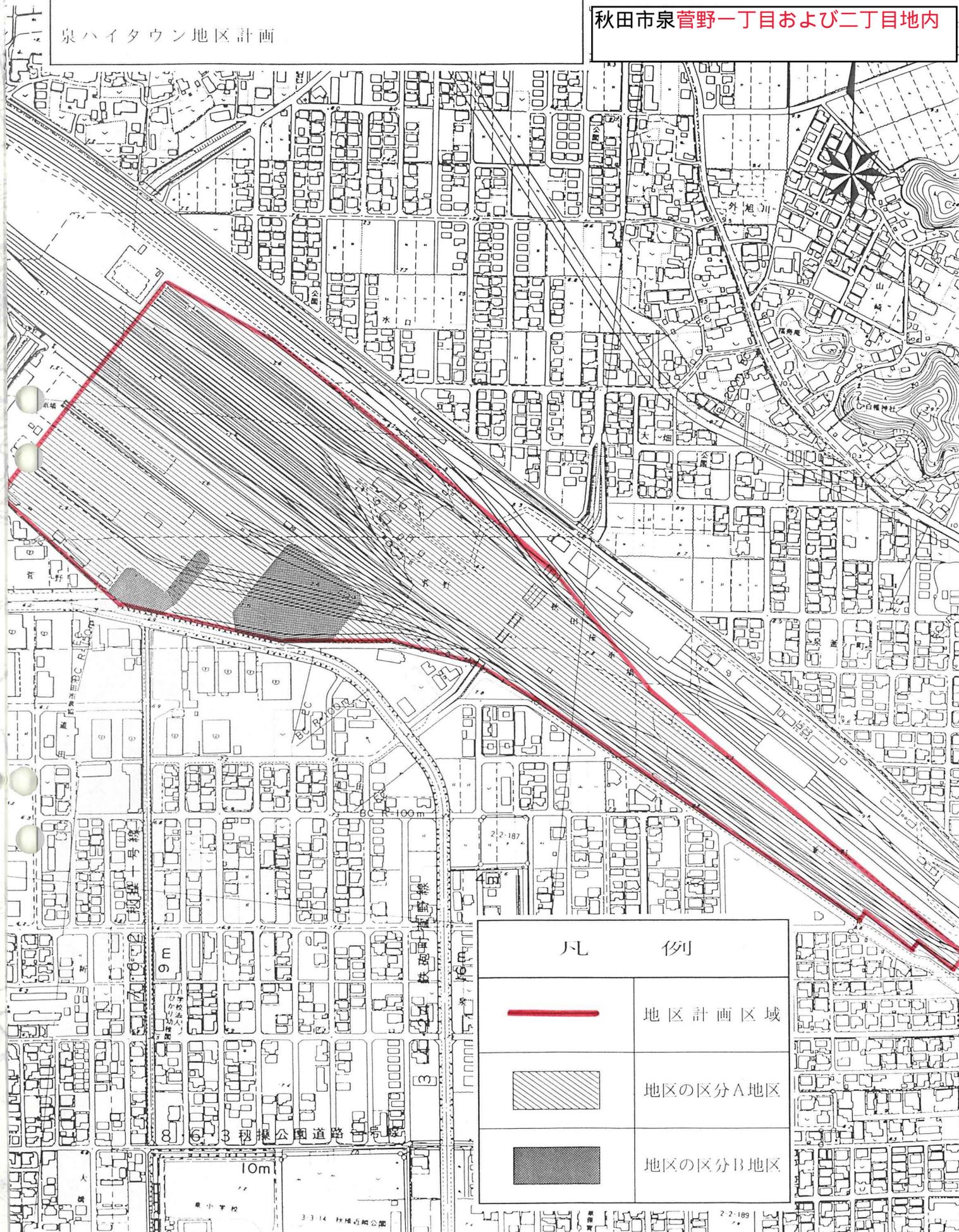
地区の区分A地区



地区の区分B地区

秋田都市計画地区計画決定計画図

泉ハイタウン地区計画



凡 例



地区計画区域



地区の区分A地区



地区の区分B地区